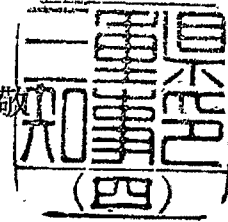


産業廃棄物処分業許可証

住 所 三重県津市安濃町妙法寺541番地  
氏 名 株式会社テクノ利昌  
代表取締役 平良 静雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日 平成25年9月19日

許可の有効年月日 平成30年8月18日

1. 事業の範囲

【中間処理】

- 焼却：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ 以上9種類  
破碎：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上6種類  
脱水：汚泥 以上1種類  
中和：廃酸、廃アルカリ 以上2種類

※ ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」という。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成10年8月19日 第2424055073号 (新規)  
平成15年8月19日 第2424055073号 (更新)  
平成16年8月19日 第2424055073号 (変更)  
平成19年3月22日 第2424055073号 (変更)  
平成20年8月26日 第02424055073号 (更新)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面)

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
焼却施設	津市安濃町妙法寺 542、542-1 543、544、545	H10.8.19	汚泥 5.2 m <sup>3</sup> /日 (8h) 廃油 7.3 m <sup>3</sup> /日 (8h) 廃プラスチック類 6.6t/日 (8h) その他 22.4t/日 (8h)	H9.8.20	9 津保 第 1332-3 号
破碎施設	津市安濃町妙法寺 544	H16.6.16	廃プラスチック類 19.4t/日 (8h) 紙くず 22.6t/日 (8h) 木くず 45.9t/日 (8h) 繊維くず 12.7t/日 (8h) 金属くず 8.8t/日 (8h) ガラスくず等 43.5t/日 (8h)	H16.5.31	津生 第 40-3 号
脱水施設	津市安濃町妙法寺 542-1	H19.1.30	8 m <sup>3</sup> /日 (8h)	—	—
中和施設	津市安濃町妙法寺 542-1	H19.1.30	32 m <sup>3</sup> /日 (8h)	—	—